

第1回 岡崎市公園協議会

議事要旨

日 時：令和3年12月20日（月） 10時～12時

場 所：岡崎市役所 西庁舎 501室

出席者：【委員（敬称略）】

天野 めぐみ（公園愛護会）

安藤 耕一（地元団体）

佐谷 繁（地元団体）

堤 智子（公園利用者）

畑 克敏（周辺出店団体）

三矢 勝司（学識経験者）

靱井 泰晴（観光関係団体）

浅井 隆（公園管理者）

【事務局】

岡崎市：都市基盤部公園緑地課

■開会（事務局）

（事務局より挨拶）

（自己紹介）

（会長、副会長の選出）

- ・今回の協議会を行うにあたり、「岡崎市公園協議会設置要綱」を制定した。
- ・協議会設置要綱第5条第2項により、出席委員が過半数に達しているので、次第に従って進めていく。
- ・「選定委員会設置要綱」第3条第2項の規定により、会長は互選により、副会長は会長の指名により選出することとする。まず始めに会長の互選はいかがか。
（靱井委員より「三矢委員の声あり」）
- ・会長には三矢委員との声があるが、よろしいか。
（「異議なしの声あり」）
- ・異議なしとの声があるので、会長には三矢委員にお願いします。
（三矢委員長よりあいさつ）
- ・副会長は会長の指名により選出することとなっている。
（三矢会長）
- ・副会長は、靱井委員を指名する。

■説明事項

（事務局から公園協議会と分科会について説明）

（質疑応答）

（三矢会長）

- ・籠田公園分科会と中央緑道分科会が別にあるというのは、籠田公園分科会だけに参加する人、中央緑道分科会だけに参加する人がいるのか。

（事務局）

- ・今回の委員の方については、籠田公園分科会も中央緑道分科会も担っていただく。条例上20名以内となっているので、岡崎市公園協議会という大きなくくりの中では、地域特性等を考慮すると、地域の方や専門分野の方に入っていただき、20名のうち、それぞれの

分科会に参加していただく形になる。入らないケースも今後出てくることになるかもしれない。今回は籠田公園と中央緑道を中心に協議したいため、皆様をお願いした。

(三矢会長)

- ・籠田公園分科会と中央緑道分科会が別になっている意図はあるか。

(事務局)

- ・都市公園法では都市公園ごとの特性に応じて行うとなっているため、条例改正の際には、大きく岡崎市公園協議会を作り、その中で随時改正出来るよう分科会を作った。QURUWA 戦略を進めていくうえで必要と思われる籠田公園と中央緑道を分科会として設定した。

(安藤委員)

- ・桜城橋は中央緑道になるのか。

(事務局)

- ・乙川河川緑地。

(安藤委員)

- ・乙川河川緑地、桜城橋については議論するのか。

(事務局)

- ・乙川河川緑地については、河川法によるかわまちづくり制度の中で、かわまちづくり協議会がある。実行委員会を殿橋下流左岸の指定管理者に作ってもらい、公園の使い方を議論してもらっている。乙川河川緑地について事務局の考えでは、別の協議会を作るよりも、かわまちづくり協議会で議論していただき、反映させていければ良いかと思っている。かわまちづくり協議会も地元の方や、行政関係も入っている。

(安藤委員)

- ・籠田公園、中央緑道、桜城橋を全体的に考えた方が良いかと思うが、桜城橋の話が出た時、どのようになるのか。

(事務局)

- ・岡崎市公園協議会となっているので、乙川河川緑地や桜城橋、籠田公園、岡崎公園や御旗公園などいろいろな公園がある。乙川河川緑地の話が出てきても問題はない。籠田公園、中央緑道だけしか話してはいけないというわけではなく、大きな視点で協議していただければと良い。

■協議事項

(事務局から籠田公園利用規約（案）について説明)

(協議・質疑応答)

(初井委員)

- ・今日決めることか。目標は。

(事務局)

- ・4月には運用できるようにして、指定管理者に引き継ぎたい。
- ・事務手続き上の話しは4月には。ニーズ、使い方によって他に書くことが出てくると思うので、指定管理者が随時検討していく。

(初井委員)

- ・3月の時までには決めておき、その後この場が設けられたときに、必要に応じて協議を重ねる。そのようなイメージか。

(事務局)

- ・はい。

(天野委員)

- ・指定管理者がする仕事は何か。

(事務局)

- ・大きな工事は市で行い、小さい規模の修理、塗装が取れたので塗るなど、は指定管理者で行い、利用の予約受付許可も指定管理者。利用者が普段使うようなことの内容の場合は、基本的には指定管理者に話してもらおう。

(天野委員)

- ・問合せ場所は？

(事務局)

- ・籠田公園と籠田公園地下駐車場一体的に指定管理者を募集したので、どこかに人がいる状態。どこにいるかはまだ決まっていない。

(柁井委員)

- ・P5のイベント利用の流れとあるが、仮予約までは電話ででき、利用の申込みと審査は指定管理者の事務所で行われる理解で良いか。審査して許可証をもらおうとあるが、二度足にならないよう出来ればその場でもらえると良いがそのあたりどのように考えているか。
- ・「困った時は」に市の問合せが書いてあるが、指定管理者の方が良いのでは。

(事務局)

- ・今の運用を落とし込んでいっているので、全て公園緑地課に申請、問合せとなっている。
- ・現在は申請書を出しに来てもらい、許可証と納付書が出来た段階でまた来てもらう。納付書を渡し、振込みを確認出来たら許可証を渡すのでまた来てください。と、何度も足を運んでもらうようになっている。ここはサービスが上がるような運用を指定管理者にしてもらいたい。

(三矢会長)

- ・現状の運用方法をトレースしているということで、4月以降の運用は指定管理者の提案を含め変わってくるということか。3月になると分かってくるか。

(柁井委員)

- ・3月に分かるとしたら、4月からに間に合わないのでは。

(事務局)

- ・1か月前ぐらいにはまとめ、委員の皆さまに資料を送り、市で作成したものを反映できるような時間を設ける。

(畑委員)

- ・地域の課題を解決するかどうか的大事。なんでもかんでも賑わいが起これば良いというものではなく、籠田公園でしか出来ない事、周辺の特性等理解した上で、この地域にこういった課題があるからと、地域と連携していく。
- ・籠田公園と中央緑道を使ってイベントを行ったが、違法駐車や搬入搬出時もトラブルが無かった。それは自治会の方に見回りしてもらって出来た。
- ・QURUWAにはいろいろな場所があるため、目的に合った場所で行う。QURUWA全体が回っていくようにする。籠田公園は賑わいの場所で、中央緑道は暮らす場所でだいぶ異なる。
- ・なんでそこでやるのか、という“なんで”が大事になってくる。

(三矢会長)

- ・QURUWAのパブリックスペースを活用できるように指定管理者にも共有しながら、QURUWAを盛り上げる一員だという気持ちを持ってほしい。その結果、そのイベントは乙川河川緑地の方が良いのでは、などコミュニケーションが取れるような関係性になる。

(安藤委員)

- ・中央緑道周辺は、大階段からの視線を感じるといった声もあった。路駐に対してもどうするのかといった不満の声はある。対策が常に課題である。どのように対応していくのが問題。

(天野委員)

- ・そのことをよく知っている地域と一緒にやっていく必要がある。
- ・賑わってほしい地域もあれば、そっとしておいてほしい地域もある。
- ・籠田公園利用規約は随時変わっていくものなのか。

(事務局)

- ・随時変わっていく。

(天野委員)

- ・イベントで使える時間は夜9時までだと思っていた。夜9時過ぎてイベントをしていると警察を呼ばれるケースもある。夜10時にするのは良いのか。

(事務局)

- ・都市公園条例上で定められた時間。籠田公園再整備後は電気をつけて 24 時間使える状態だった。その後夜間の音等の問題があったので夜 10 時に消灯するようにした。まだ支障があるということだったので、夜 9 時に消灯している。そのため、イベントも夜 9 時に終わるようにしてもらっている。

(三矢会長)

- ・条例とは別立てで作ることが出来るのであれば、地域とのコミュニケーションの中で、条例上は 10 時だけ 9 時に言い切ってしまうのも良いのでは。

(天野委員)

- ・公園内は禁煙だと思うが、そういったことを P3 のピクトグラムで知らせるのか。

(堤委員)

- ・P3 のピクトグラムを載せて分かるようにする考えか。

(事務局)

- ・豊田市を参考にしている。このように、何か使えるよというメッセージを伝えたい。注意事項も合わせて伝わるように、イラストなのかピクトなのか検討段階だが、伝えたい。

(堤委員)

- ・自由利用は自由利用、申請したらこれができる、と分けて書いたほうが良い。同じ列に書いてしまうと、文字を読む前にイラスト等だけを見て出来ると判断されてしまう。

(三矢会長)

- ・許可なくやっていいこと、許可がいるものと、やってはいけないことの 3 段階に。

(天野委員)

- ・たばこを吸う人が多い。どうしたら良いのか。公園内に禁煙と書かないのか。

(事務局)

- ・厳密にいうと健康増進法で禁止されていないが、公園緑地課としては公園内禁煙としている。籠田公園では、西側のデッキの看板に 1 つ、机に 2 つピクトグラムを置いている。

(天野委員)

- ・禁煙だと知らない人が多い。伝わっていない。

(萩井委員)

- ・世の中の的には、基本的に公共空間は禁煙という認識がある。管理者側の問題にするのではなく、吸う人に問題があるのでは。

(畑委員)

- ・禁煙とは知らなかったが、隣に子供がいて吸うことにならないのでは。周りの状況を見て判断するのは。イベントの時は主催者が注意すべき。

(事務局)

- ・喫煙が減らないので禁煙の看板を増やす、ゴミが減らないのでポイ捨て禁止看板を増やす、自転車も禁止だから看板をもっと増やすなどしていくと、看板だらけになってしまう。看板は必要最小限にし、伝わる人には伝わるようにしたい。毎日公園に人がいるわけではなかったのが実情を知らないところもあったが、4 月からは指定管理者が入るので、注意等してもらおう。趣旨を理解しないとやっていけないことも減らないので、伝わるようなメッセージを協議会でアドバイスいただきたい。

(萩井委員)

- ・1 つは、籠田公園利用規約の中にどう書くのかと、もう 1 つは指定管理業務で日常巡回や日常清掃の時にやってくださいね、と 2 つあると思う。

(天野委員)

- ・イベントの時のゴミが多い。夜だとゴミが見え辛いので、朝ゴミ拾いすることを盛り込むのか、主催者に伝えるのか、指定管理者が掃除するのかのような想定か。

(事務局)

- ・基本はイベントをした人が片付ける。

(天野委員)

- ・翌朝清掃すること、などを盛り込むと良いかと思う。

(安藤委員)

- ・ゴミを拾うという雰囲気地域でどう作るかが大事なのは。
- ・ポイ捨てや喫煙など、やれないよ、見られているよという雰囲気を作る。

(堤委員)

- ・イベント主催者が灰皿を持ってきて、吸って良いとしているものもあるが、禁煙とは違ったメッセージになってしまっているの、イベント利用者の方に禁煙ですと伝えるように書くことは出来ないか。

(事務局)

- ・現状、イベント時に喫煙所を設置することは認めている。色々な方がいるので、リスク回避で認めている。
公園の中で吸えた記憶が残ると、また同じことが起こってしまう。平常時にも吸われてしまうようなことになれば、喫煙所を設置することもなくしていく必要がある。

(佐谷委員)

- ・場所を指定してしまったほうが楽では。

(事務局)

- ・場所を指定すると主催者側も楽だが、籠田周辺が路上喫煙禁止区域に入っている。全面禁煙にするのか、場所指定して喫煙可とするのかも議論する必要がある。

(佐谷委員)

- ・吸えるエリアを指定しないと、吸う人は吸う。

(畑委員)

- ・イベントの準備をしているときに南側に駐車していると、知らない人は南側のスペースに入ってきてしまう。車が停まっているから入ってくるのであって、車が停まっていなければ入ってこないと思う。タバコも同じで、吸えること見ると、吸えると判断してしまう。ピクトグラムなどは見ない。一番見るのは目の前で起きていること。

(三矢委員)

- ・イベント利用に対してどう構えるのかは対策できる。申請された時に注意できる。
- ・地域の皆さんと連携してくださいということを入れられないか。参考情報を入れられると、地域とコミュニケーションが取れるのでは。
- ・日常利用はどうしていくのかは引き続き検討していくのが必要。

(佐谷委員)

- ・籠田公園利用規約は公開されるものか。

(事務局)

- ・公開される。

(三矢会長)

- ・イベントをやりたいと考えた人が、まずやるのがネットで調べる。ネット上に掲載された利用規約を見て分かるのが大事。

(畑委員)

- ・許可する人が上で申請する人が下だと使いにくい。それではなく、一番上に「一緒にこの公園を育てましょう」とあった方が良いのは。1個1個のイベントが実験で正解はない。一緒に公園を良くしていきましょうというのがあって、あなたの使い方が翌日の使い方に影響すると伝える。何かあっても、許可した人が良いっていうのだから何が問題なのか、とんだりかねない。頭にメッセージがあった方が良い。

(初井委員)

- ・P5のイベント利用の流れで、最初に相談があった方が良いのでは。仮予約までの間に良い使い方や話ができるよう、利用相談というのを最初に置くと良いのかなと思う。
- ・籠田公園地下駐車場の利用もイベント主催者に働きかける内容があっても良いかと思う。
- ・車両に対してのことを明確にしておくのも良い。

(佐谷委員)

- ・イベント利用規約と公園の利用規約を別にしてはいけないのか。通常利用の方はイベント利用規約を読まない。

(天野委員)

- ・朝掃除するとなると出来ない。それだったらかごめ組がやりますよといった提案もできる。そのようなことを指定管理者と連携して何か出来ればと思う。

(三矢会長)

- ・理念を公園概要などの冒頭で書くと良いのでは。一緒になってより豊かに使いたいし、よくないところは直していきたいといったような理念を冒頭で謳いたい。

(萩井委員)

- ・最初にイベント等の利用に定めたものと書かれているので、イベントを意識したものか。

(三矢会長)

- ・日常利用の規約を誰が読むのかということもある。イベントを意識した規約は良い。一方で、籠田公園の特性は日常が大事というのもある。日常的に豊かな使い方を大事にしたいといったメッセージもあっても良いのかと思う。
- ・イベントで車を乗り入れたりポイ捨てしたり喫煙していると、日常に影響してしまう。そこはリンクしていると謳っておく。イベントは非日常でも、日常に影響していることを伝える。籠田公園の特性を考えると、日常利用についての記述もあって良いのではと思う。

(萩井委員)

- ・一過性のものではないものが良い。日常に繋がるイベント。日常利用の見本のような。

(三矢会長)

- ・イベント利用を中心にした記述が良いが、それが日常利用にも影響が出ることを伝える。

(事務局)

- ・誰向けにということ整理する。

(萩井委員)

- ・p 1 の将来像「エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペース」に繋がる。

(畑委員)

- ・籠田公園は何でもかんでも禁止事項を出すのではなく、地元と一緒に、何か見かけたら注意する、それで保たれているといった、基本的なマインドというのがどこかに書かれているのか。基本的には看板は設置しない公園だと理解しており、それは誰かが見かけたら注意するといった関係性があるのかと思っている。明文化されているものはあるか。

(三矢会長)

- ・ない。明文化できるとしたらこの規約だと思う。

(畑委員)

- ・声を掛け合うのが大事。

(堤委員)

- ・声はかけている。地域みらい勉強会のメンバーも声をかけている。日常使っているお母さんたちが声をかけられるようになってくると、わざわざ看板を出さなくてもよくなってくる。

(安藤委員)

- ・それぞれの価値観があってやっている。地域に住んでいる者としてだめなことは注意している。

(畑委員)

- ・日常の草の根活動ではないが、皆さんで守られていることを知らない人がいる。それを伝えるべきでは。

(三矢会長)

- ・地域のみなさんと一緒にやっていく公園だということは規約の中にあっただ方が良い。
- ・イベントが夜9時までとなっているが、朝6時からというのは大丈夫か。

(佐谷委員)

- ・イベントの定義が何なのか。準備段階なのか、音出しの時間なのか。リハーサルや音出しも制限が難しいため、検討が必要。

(天野委員)

- ・イベント主催者が周辺の方にあいさつしに行くのも1つ。

(三矢会長)

- ・ルールに入れることは可能か。

(事務局)

- ・可能。
- ・7町連合の回覧で載せるのか、個別にあいさつしに行くのか、メールで教えるのか、公園のカレンダーでお知らせするのは検討が必要。

(三矢会長)

- ・安満遺跡公園、IKE SUN PARKを参考にした理由は。

(事務局)

- ・新たに使いたい人が増えている中で、手続きや使い方などを明確に出来ると良いかと思って参考につけた。例えばIKE SUN PARKだとエリアを分けている。また、制限等も書いてある。施設の情報が書いてある。杭打ち不可エリアもある。そういったところを参考にしている。レイアウトを作るにあたって、ここに車はだめだとかの情報を示すことができる。

(三矢会長)

- ・平米数によって料金が変わるとなっているが、結局いくら払うのか分からない。このようなこと(公園の面積など)があると分かりやすい。
- ・年度内にもう1回協議会があるので、それまでにまた読み込んで次の会に繋げたい。

■今後のスケジュール

(事務局より説明)

■閉会

(事務局より挨拶)

以上